

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県保健所条例の一部改正について

1 条例の改正理由

受益と負担の公平の確保を図るため、保健所が発行する証明書の交付に係る手数料の額を引き上げる。

2 条例の概要

- (1) 証明書の交付に係る手数料の額は、1件につき650円（現行 420円）とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

保育所の基準を条例で定めることに伴い、保育所の基準と整合性を保つため、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 乳児が入所している場合は保健師又は看護師を置くよう努めること、入所している幼児の健康及び安全の保持、保護者に対する子育て支援、地域における子育て支援などの機能及び環境の充実を図るよう、保育に従事する者の人数の基準を上回る配置に努めること等の認定基準を加える。
- (2) 幼稚園型認定こども園においても、付近の適当な場所を屋外遊戯場に代えることができることとする。
- (3) その他所要の規定の整備をする。
- (4) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、公営住宅法の一部が改正され、条例で公営住宅の整備基準及び入居者の収入基準等を定めることとされたことに伴い、これらの基準を定める。
- (2) 子育てしやすい環境の整備を図るため、優先入居の対象となる子育て世帯を拡大する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 県営住宅の整備は、公営住宅等整備基準に定める基準に従うほか、県産材の活用、ユニバーサルデザインの導入等に努めることとする。
- (2) 県営住宅の入居収入基準は、次のとおりとする。
 - ア イ以外の者 15.8万円
 - イ 高齢者、障がい者等特に居住の安定が必要な者 21.4万円
- (3) (2)のイを適用する者及び優先入居の対象となる者に、義務教育期間が終了するまでの子がいる者を加える。
- (4) 用途廃止等が予定されている県営住宅に、入居期間を限定した期限付入居制度を導入することとし、これに関する手続について定める。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成25年4月1日とする(2)及び(3)を除き、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、職業能力開発促進法の一部が改正され、条例で公共職業訓練の基準等を定めることとされたことに伴い、当該基準等を定める。

2 条例の概要

- (1) 県が設置する職業能力開発施設で実施する職業訓練について、県内の現状を踏まえ課程ごとに教科、訓練時間、設備その他の事項について基準を定める。
- (2) 専門校以外の施設により行うことが迅速かつ効果的な職業訓練については、専門校の行う職業訓練とみなすことができるものとする等専門校以外の施設で行うことができる職業訓練を定める。
- (3) 職業の転換を必要とする求職者及び新たな職業に就こうとする求職者のうち知事が定めるものに対しては、受講料を徴収しないこととする。
- (4) 職業訓練指導員の資格を定める。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

受益と負担の公平の確保を図るため、低炭素建築物の新築等に関する計画の認定等に関する事務等について新たに手数料を徴収するとともに、旧軍人軍属の履歴に関する証明書の交付に係る手数料を廃止する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) アネロイド型圧力計の検定手数料は、1個につき90円とする。
- (2) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物の新築等に関する計画（以下「計画」という。）の認定等の手数料は、次のとおりとする。

事務の区分		金額	
		適合証のない場合	適合証のある場合
計画の認定	住宅部分	32,000円（1戸の場合）～ 548,000円（301戸以上の場合）	4,000円（1戸の場合）～ 163,000円（301戸以上の場合）
	共用部分	101,000円（300㎡以下の場合）～ 469,000円（25,000㎡超の場合）	9,000円（300㎡以下の場合）～ 190,000円（25,000㎡超の場合）
	住宅部分及び共用部分以外の部分	224,000円（300㎡以下の場合）～ 841,000円（25,000㎡超の場合）	9,000円（300㎡以下の場合）～ 190,000円（25,000㎡超の場合）
計画の変更の認定	変更する部分	計画の認定に係る手数料の半額	
	増加し、又は減少する部分	計画の認定に係る手数料と同額	

- (3) ヒラメに係るクドア・セブテンプリンクタータ検査の手数料は、次のとおりとする。

事務の区分	金額
PCR検査（種苗検査）	1回につき19,900円
検鏡検査（養殖魚出荷前検査）	1回につき15,700円

- (4) 旧軍人軍属の履歴に関する証明書の交付に係る手数料は、廃止する。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

受益と負担の公平の確保を図るため、県立病院において徴収する使用料について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 新たにセカンドオピニオンの相談に係る使用料として、相談時間1時間につき10,500円を徴収する。
- (2) 受精卵凍結保存料の額を1件につき42,000円（現行 1年につき42,000円）に改める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」を踏まえ、職員の給与の改定を行う。

2 条例の概要

- (1) 職員の給与に関する条例、任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
 - 医療職給料表(1)の適用を受ける職員以外の職員の給料月額を1.8パーセント引き下げる。
- (2) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正
 - 給料表の切替え等に伴う経過措置による給料の額についても、(1)と同様に引き下げる。
- (3) 施行期日は、平成25年1月1日とする。

◇鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

一般職の職員に準じ、知事等の特別職の職員及び教育長の給与並びに収用委員会の審理等のために出頭させた参考人の手当の額の改定を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正
 - 知事等の特別職の職員の報酬又は給料の額を1.8パーセント引き下げる。
- (2) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正
 - 教育長の給料の額の上限を72万2,000円（現行 73万5,000円）とする。
- (3) 土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部改正
 - 参考人の手当の額を1日につき9,900円（現行 10,100円）とする。
- (4) 施行期日は、平成25年1月1日とする。